

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成30年1月25日(2018.1.25)

【公開番号】特開2015-190309(P2015-190309A)

【公開日】平成27年11月2日(2015.11.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-067

【出願番号】特願2014-256322(P2014-256322)

【国際特許分類】

*E 05 C 17/28 (2006.01)*

【F I】

*E 05 C 17/28*

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月6日(2017.12.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- i . 窓枠への取り付け用に構成された枠板；
- ii . 窓サッシへの取り付け用に構成されたサッシ板；
- iii . 前記枠板上で摺動するよう構成されたキャリッジ；及び
- iv . 前記キャリッジを前記サッシ板に接続する接続要素

を含む、窓ステーであって、

前記キャリッジは：

a . キャリッジ本体；

b . ラッチ位置において前記枠板と係合して、前記枠板上の前記キャリッジの摺動を制限し、非ラッチ位置において前記枠板から係合解除されて、前記枠板上の前記キャリッジの摺動を可能にする、ラッチ機構；及び

c . 前記キャリッジ本体と一体形成され、前記ラッチ機構を前記ラッチ位置へと付勢するよう構成された、1つ又は複数の付勢要素を含む、窓ステー。

【請求項2】

前記キャリッジ本体はプラスチックで形成され、および／または、

前記ラッチ機構は金属で形成される、請求項1に記載の窓ステー。

【請求項3】

前記窓ステーの第1の構成では、前記ラッチ機構は前記ラッチ位置にあり、前記キャリッジは前記枠板上の第1のキャリッジ位置にあり、

前記窓ステーの第2の構成では、前記ラッチ機構は前記非ラッチ位置にあり、前記キャリッジは前記枠板上で摺動でき、

前記窓ステーが前記第1の構成である場合、前記サッシ板は前記枠板に対して、閉鎖位置と部分開放位置との間で移動でき、

前記窓ステーが前記第2の構成である場合、前記サッシ板は前記枠板に対して、前記部分開放位置と前記完全開放位置との間で移動でき、および／または、

前記閉鎖位置は、前記窓サッシの平面が前記窓枠の平面と平行である状態に対応し、

前記部分開放位置は、前記窓サッシの前記平面が前記窓枠の前記平面と10～60°の角度を形成する状態に対応し、

前記完全開放位置は、前記窓サッシの前記平面が前記窓枠の前記平面と60°～110°の角度を形成する状態に対応する、請求項1または2に記載の窓ステー。

【請求項4】

前記キャリッジは、前記枠板の長手方向縁部を包むよう構成された少なくとも1つのフランジを含み、

前記キャリッジは金属製インサートを含み、

および／または、

前記金属製インサートは前記少なくとも1つのフランジ内へと延伸する、請求項1～3のいずれか1項に記載の窓ステー。

【請求項5】

i. 前記枠板を前記窓枠に取り付けるために構成された第1の取り付け部分及び第2の取り付け部分；並びに

ii. 前記第1の取り付け部分と前記第2の取り付け部分との間に延在し、設置した前記窓ステーにおいて間隙によって前記窓枠から隔てられるように前記第1の取り付け部分及び前記第2の取り付け部分に対して持ち上げられた、トラック部分を含む、請求項1に記載の窓ステー。

【請求項6】

前記トラック部分は、前記トラック部分を前記第1の取り付け部分及び前記第2の取り付け部分に対して持ち上げられるように、おおよそ細長形状の部材を打抜き加工することによって形成される、請求項5に記載の窓ステー。

【請求項7】

第1の隆起部分は、前記第1の取り付け部分を前記トラック部分に接続し、

第2の隆起部分は、前記第2の取り付け部分を前記トラック部分に接続し、および／または、

前記第1の隆起部分の少なくとも一部は、前記枠板の長さに対して横断方向の前記トラック部分の幅より狭い、前記枠板の長さに対して横断方向の幅を有する、請求項5に記載の窓ステー。

【請求項8】

前記間隙は、前記トラック部分の第1の側部から前記トラック部分の第2の側部まで延在し、

前記キャリッジは、前記トラック部分上を摺動するよう構成され、

前記キャリッジは、前記キャリッジの側部に沿って延在しかつ少なくとも部分的に前記間隙内に配置される、少なくとも1つのフランジを含み、

前記トラック部分は、前記枠板への取り付け用に構成されたインデントを含み、および／または、

前記インデントは、前記トラック部分の横断方向幅の中央に向かって位置決めされる、請求項5に記載の窓ステー。

【請求項9】

i. ラッチ位置において、前記枠板上の前記キャリッジの摺動を制限し、非ラッチ位置において、前記枠板上の前記キャリッジの摺動を可能にする、ラッチ機構；

ii. 前記ラッチ機構が前記非ラッチ位置にある場合に、前記枠板に沿った前記キャリッジの摺動を防止又は緩和するよう配設される、1つ又は複数の摩擦要素を更に含む、請求項1に記載の窓ステー。

【請求項10】

完全開放位置において前記ラッチ機構は係合し、

前記1つ又は複数の摩擦要素は、使用中にユーザが前記ラッチ機構を非ラッチ状態とした場合に、前記完全開放位置からの前記キャリッジの運動を防止又は緩和するよう配設される、請求項9に記載の窓ステー。

【請求項11】

使用中、前記完全開放位置において、ユーザは前記ラッチ機構を前記非ラッチ状態とし

て、前記摩擦要素が生成する摩擦力を上回る、前記枠板に沿って前記キャリッジを摺動させるための力を印加できる、請求項 10 に記載の窓ステー。